

身体拘束をしないための指針

名古屋市重症心身障害児者施設

医療安全管理委員会

令和 3年 6月

《名古屋市重症心身障害児者施設(以下、当施設)では
身体拘束を行わないケアを目指す》

1 身体拘束を誘発する原因を探ることが重要である。やむを得ず身体拘束を行う理由として、次のような状況がある。

- ・徘徊や興奮状態での周囲への危険な行為があるとき
- ・転倒のおそれのある不安定な歩行や、気管カニューレ、胃ろう、点滴の抜去などの危険な行動があるとき
- ・かきむしりや体をたたき続ける等の自傷行為があるとき
- ・姿勢が崩れ、体位保持が困難であるとき

しかし、それらの状況には必ずその人なりの原因があり、ケアする側の関わり方や環境に問題があることも少なくない。従って、その人なりの理由や原因を徹底的に探り除去するケアが必要である。

2 利用者の安全確保のためにと身体拘束を考える前に以下の基本的ケアを徹底する。

① 生活のリズム

日中の活動を促すために生活のリズムを整える援助を行う。

② 食事

適切な栄養を摂ることができるように援助する。

③ 排泄

おむつを使用している人については、随時交換が重要である。

おむつに排泄物が付いたままになっていると気持ち悪く、「おむついじり」等の行為や皮膚の発赤やただれなどにもつながる。

トイレが利用可能な人は、なるべくトイレで排泄する事を基本に考える。

④ 清潔

身体の清潔保持が基本である。

皮膚が不潔なことが発赤や発疹、ただれ、かゆみの原因になり、そのために大声を出したり、夜眠れずに不穏になったりする事になる。

皮膚を清潔に保ち、定期的な寝具の交換や肌着などの更衣を行うことで、本人も快適になる。ベッド周囲などの生活環境を整える。

⑤ 活動

その人の状態や生活歴に合ったよい刺激を提供することが重要である。

具体的には、音楽、工芸、園芸、ゲーム、体操、家事、テレビなどが考えられる。

言葉によるよい刺激もあれば、言葉以外の刺激もあるが、いずれにせよ、その人らしさを追求する上で、心地よい刺激が必要である。

という五つの基本的事項について、その人に合った十分なケアを徹底することである。

3 身体拘束廃止をきっかけに「よりよいケア」の実現を目指す

身体拘束の廃止を実現していく取り組みは、当施設におけるケア全体の向上や生活環境の改善のきっかけとなりうる。「身体拘束廃止」を最終ゴールとせず、身体拘束を廃止していく過程で提起された様々な課題を真摯に受け止め、よりよいケアの実現に取り組んでいくことが期待される。

身体拘束を行うときは以下の状態であることをサービス管理責任者が中心となって他の職種と共に検討、確認し記録を残しておく。

- ① 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

4 身体拘束をおこなう場合の遵守事項

- (1) 当該利用者・保護者に対して説明を行い、同意を得るよう努める。その上で身体拘束を行った旨及びその理由並びに身体拘束を開始した日時及び解除した日時を診療録に記載するものとする。
- (2) 身体拘束を行っている間においては、原則として常時の臨床的観察を行い、適切な医療及び保護を確保しなければならないものとする。
- (3) 個別支援計画、療育支援計画について定期的な見直しを行う。

参考：＜身体拘束の定義＞ 厚生省告示第129号「身体拘束の定義」

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないようにY字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣(つなぎ)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行為を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

平成27年4月1日(2015.4.1) 施行
令和3年6月9日(2021.6.9) 改正